

令和2年3月30日  
総務省政策統括官(統計基準担当)

# 諮問第140号の概要

(経済センサスー活動調査及び個人企業経済調査の変更)

# 1 経済センサスー活動調査の概要（現行計画）

## 調査の目的

全産業分野の売上（収入）金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とする。

## 調査の概要

### 調査実施者

総務省統計局統計調査部経済統計課・経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

### 調査対象

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、次に掲げる事業所、国の事業所及び地方公共団体の事業所を除く事業所

- ① 大分類A－農業、林業に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－漁業に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類79－その他の生活関連サービス業（小分類792－家事サービス業に限る。）に属する事業所
- ④ 大分類R－サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96－外国公務に属する事業所

### 調査方法

#### 【直轄調査（郵送、オンライン）】

調査対象：支社等を有する企業及び単独事業所（純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金1億円以上の単独事業所）  
報告単位：本社等において、国内の傘下事業所の情報についても併せて回答

#### 【調査員調査（調査員、オンライン）】

調査対象：単独事業所（純粋持株会社、不動産投資法人及び資本金1億円以上の単独事業所を除く）及び新設事業所  
報告単位：それぞれの事業所ごとに回答

### 調査事項

#### 【産業共通の基本的事項】

事業所の名称、所在地、経営組織、従業者数、売上高・費用等の経理事項等

#### 【各産業の調査事項】

各産業の特性を把握するための調査事項を設定

### 調査周期等

調査周期：5年（前回調査は平成28年）  
調査実施期間：調査実施年の5月～7月

### 公表時期 公表方法

#### 【公表時期】

速報集計結果：調査実施年翌年の5月末  
確報集計結果：調査実施年翌年の9月頃から順次公表  
【公表方法】  
インターネット（e-Stat）及び印刷物

## 2 経済センサスー活動調査の主な利活用状況

### 加工統計作成の基礎資料

- ◆ 基幹統計である「国民経済計算(SNA)」及び「産業連関表」作成の基礎資料として活用

### 母集団情報の整備

- ◆ 企業・事業所を対象とする各種統計調査における調査対象の抽出作業等に用いられる「事業所母集団データベース」を整備するための基礎資料として活用

### 行政上の施策への利用

- ◆ 各省の審議会等で経済政策について審議する際、産業別構成比や中小企業・小規模事業者数の割合等を、本調査の結果から引用
- ◆ 地方公共団体における行政総合計画や中小企業支援計画の策定などに活用

### 法令上の基礎資料として利用

- ◆ 地方消費税について、最終的に消費が行われた都道府県の税収となるよう、各都道府県の「消費に相当する額」に応じて按(あん)分する際に用いられる基礎資料として利用

# 3 令和3年調査の見直しに係る背景事情

## 統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）

### 2. GDP統計を軸にした経済統計の改善

#### (3) 生産面を中心に見直したGDP統計への整備

##### ② SUT体系に移行するための基盤整備

- ・ 総務省は、来年度までに、サービス分野について用途の類似性による基準を指向した生産物分類を整備する。（略）
- ・ 2020年を対象年次とする調査において、総務省及び経済産業省は、副業の生産構造を正確に把握するよう経済センサスの改善を図る（略）

## 公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅲ期基本計画）（平成30年3月6日閣議決定）

- 総務省は、名簿情報の整備を目的とする経済センサスー基礎調査について、5年に一度、事業所・企業等の所在等を把握する調査手法から、平成31年度（2019年度）からのプロファイリング活動及びローリング調査への移行や、公営事業所の把握の充実を進める。
- 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）について、労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大するとともに、平成33年（2021年）経済センサス-活動調査の試験調査や企業ヒアリング等を通じ、雇用契約期間（無期・有期）の更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、ガイドライン改正イメージに沿った改定を図る。
- 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、これを事業所母集団データベースに登録するとともに、法人番号を活用した欠測値の補完や集計の充実等を検討する。

## 4 主な変更計画の内容（1）

－ 国、地方公共団体の事業所を対象とした乙調査の新設

### 主な変更内容

- ◆ 本調査は、これまで民間事業所のみを調査対象としてきたが、公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅲ期基本計画）において、**国及び地方公共団体の事業所に対する母集団情報の整備・充実**が求められている。
- ◆ このため、調査対象に**国及び地方公共団体の事業所を追加し、乙調査を新設することを計画**
- ◆ 調査事項は、母集団名簿の整備に必要な情報となる**職員数や、主な事業の内容等に限定**

	現行計画	変更（案）
調査対象の範囲	農林漁家等を除く全ての民営事業所	<b>【甲調査】</b> 農林漁家等を除く全ての民営事業所  <b>【乙調査】</b> <b>国及び地方公共団体の事業所</b>

# 4 主な変更計画の内容（2）

## － 調査方法の見直し

- ◆ 本調査は、調査対象区分ごとに以下の調査方法を採用
  - ・ **調査員調査**：調査員が事業所ごとに調査票を配布・回収（オンラインによる回答も可能）する方式
  - ・ **直轄調査**：調査員を介さずに、郵送・オンラインにより調査票配布・回収する方式（※）

（※）支所を有する企業（複数事業所企業）については、本所事業所に傘下支所事業所の調査票をまとめて配布・回収する方式（本社一括調査）を採用

### 主な変更内容

- ◆ **SNA第2次年次推計への早期データ提供等の観点から、経済構造実態調査の調査対象企業は直轄調査で実施**
- ◆ **調査員の事務負担軽減等の観点から、従業員300人以上の単独事業所等について直轄調査に移行**
- ◆ **個人経営企業は、単独事業所、複数事業所ともに調査員調査で実施**
- ◆ **独立行政法人統計センターが実施する「政府統計に関するオンライン回答サポート（プロファイリング活動）」を経済センサスー活動調査の実施に活用**

区分		調査方法				
		平成28年調査	令和3年調査			
個人経営企業	複数事業所	直轄調査	調査員調査（注1）			
	単独事業所	調査員調査	調査員調査（注1）			
会社、会社以外の法人（注2）	複数事業所企業	直轄調査	直轄調査			
	単独事業所企業	資本金1億円以上の単独事業所、純粋持株会社、不動産投資法人	直轄調査	直轄調査		
		上記以外	鉱業、採石業、砂利採取業	調査員調査	直轄調査	
			上記以外	経済構造実態調査（甲調査）対象	調査員調査	直轄調査
				従業者300人以上	調査員調査	直轄調査
その他	調査員調査	調査員調査				

（注1）個人企業経済調査の調査対象事業所については、直轄調査で実施

（注2）プロファイリング活動対象企業については、統計センターが調査票の配布・回収を実施

# 4 主な変更計画の内容 (3)

## － 甲調査の調査票構成の見直し

### 主な変更内容

農林漁家等を除く全ての民営事業所を対象とした甲調査について、以下のとおり、調査票の構成を見直し

- ◆ 個人経営企業のうち、個人企業経済調査<sup>(注)</sup>の対象でもある企業については、**両調査票を統合した調査票により**、調査を実施
- ◆ 個人経営企業（個人企業経済調査対象企業を除く）、新設事業所等については、「**調査票（産業共通）**」で調査を実施
- ◆ 単独事業所企業について、**サービス関連産業調査票を再編**

(注) 総務省が、個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的とする個人企業経済統計（基幹統計）を作成するために実施している基幹統計調査

産業	平成28年調査				令和3年調査						
	個人経営企業	単独事業所企業	複数事業所企業		個人経営企業	単独事業所企業	複数事業所企業				
			企業	事業所			企業	事業所			
A 農業、林業		02 農業、林業、漁業		15 農業、林業、漁業		02 農業、林業、漁業		15 農業、林業、漁業			
B 漁業											
C 鉱業、採石業、砂利採取業	01 個人経営調査票	03 鉱業、採石業、砂利採取業	12 企業調査票	16 鉱業、採石業、砂利採取業	01 産業共通調査票	03 鉱業、採石業、砂利採取業	13 企業調査票	16 鉱業、採石業、砂利採取業			
E 製造業		04 製造業				17 製造業			04 製造業		17 製造業
I 卸売業、小売業		05 卸売業・小売業				18 卸売業・小売業			05 卸売業、小売業		18 卸売業、小売業
D 建設業		07 建設業、サービス関連産業A、学校教育		13 建設業、サービス関連産業A、学校教育		20 建設業、サービス関連産業A、学校教育			06 建設業、不動産業、物品賃貸業		
K 不動産業、物品賃貸業		09 サービス関連産業B	12 企業調査票	22 サービス関連産業B			07 飲食サービス業				
M2 飲食サービス業		06 医療、福祉				19 医療、福祉		08 医療、福祉			
P 医療、福祉											
F 電気・ガス・熱供給・水道業											
H 運輸業、郵便業		07 建設業、サービス関連産業A、学校教育	13 建設業、サービス関連産業A、学校教育	20 建設業、サービス関連産業A、学校教育			09 サービス関連産業A				
J 金融業、保険業											
Q 1 複合サービス事業（郵便局）											
M1 宿泊業		09 サービス関連産業B	12 企業調査票	22 サービス関連産業B					19 建設業、サービス業		
N 生活関連サービス業、娯楽業											
O 1 教育、学習支援業（学校教育）		07 建設業、サービス関連産業A、学校教育	13 建設業、サービス関連産業A、学校教育	20 建設業、サービス関連産業A、学校教育			10 サービス関連産業B				
O 2 教育、学習支援業（その他の教育、学習支援業）		09 サービス関連産業B	12 企業調査票	22 サービス関連産業B							
G 1 情報通信業（ネット業種）		07 建設業、サービス関連産業A、学校教育	13 建設業、サービス関連産業A、学校教育	20 建設業、サービス関連産業A、学校教育			11 サービス関連産業C				
G 2 情報通信業（非ネット業種）		09 サービス関連産業B		22 サービス関連産業B							
L 学術研究、専門・技術サービス業				20 建設業、サービス関連産業A、学校教育							
Q 2 複合サービス事業（協同組合）		08 協同組合	12 企業調査票	21 協同組合							
R 3 サービス業（政治・経済・文化団体、宗教を除く）	09 サービス関連産業B		22 サービス関連産業B								
R 2 サービス業（経済・文化団体）	10 政治・経済・文化団体、宗教										
R 1 サービス業（政治団体、宗教）			14 団体調査票	23 政治団体、宗教							
					12 政治団体、宗教		14 団体調査票	20 政治団体、宗教			
新設用	産業共通、本・支共通	11 産業共通調査票			01 産業共通調査票						

# 4 主な変更計画の内容（4） – 調査事項の見直し①

## 主な変更内容

- ◆ 「統計改革推進会議最終取りまとめ」等における指摘を踏まえ、サービス分野の品目に生産物分類を活用し、副業の生産構造の正確な把握等に対応
- ◆ 報告者負担の軽減等を考慮し、簡素化等を行うことを計画

## 主な変更点

- 建設業・不動産業・物品賃貸業、飲食サービス業、医療・福祉、サービス関連産業 A～C の調査票における事業収入内訳の区分について、これまでの日本標準産業分類をベースとしたものから、生産物分類をベースとしたものに変更するとともに、不動産賃貸をはじめ、必要な副業生産物を把握
- 商業マージンの把握の必要性から、「年間商品仕入額」を、商品販売に対する「商品売上原価」に変更するとともに、「卸売業、小売業」副業企業（複数事業所企業）の商業マージンの把握対象を拡大（卸売業、小売業）

	平成28年調査	令和3年調査
「卸売業、小売業」主業企業	年間商品仕入額 年初商品手持額 年末商品手持額	<b>商品売上原価</b> 年初商品手持額 年末商品手持額
「卸売業、小売業」副業企業 (複数事業所企業)		<b>商品売上原価</b>

- 法人番号欄を追加（全産業）
- 電子商取引の有無及び割合を廃止（全産業）
- 個人経営の経理事項は、確定申告書の科目にある基本的事項に限定するほか、個人経営の複数事業所企業における事業所別の売上高を廃止（個人経営企業）



# 4 主な変更計画の内容（5）

## － 調査事項の見直し②

### 主な変更点（続き）

- 正社員、正職員としている以外の人（パート・アルバイト等）の8時間換算雇用者数を廃止（卸売業、小売業、飲食サービス業）
- 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」を踏まえ、常用雇用者の内訳等を変更

平成28年調査	令和3年調査
個人業主	個人業主
個人業主の家族で無給のもの	個人業主の家族無給のもの
有給役員	有給役員
常用雇用者（正社員、正職員）	<b>無期雇用者</b>
常用雇用者（正社員、正職員以外）	<b>有期雇用者（1か月以上）</b>
臨時雇用者	臨時雇用者

- 費用総額及び費用項目について、拡大を予定している産業連関構造調査との役割分担から、付加価値額の算出に必要な項目を中心に把握

平成28年調査	令和3年調査
費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）	費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）
うち売上原価	うち売上原価
給与総額	給与総額
福祉厚生費	福祉厚生費
動産・不動産賃借料	動産・不動産賃借料
租税公課	租税公課
減価償却費	<b>廃止</b>
外注費	<b>廃止</b>
支払利息等	<b>廃止</b>

# 5 個人企業経済調査の概要（現行計画）及び今回の変更内容

## 調査の目的

個人企業の経営の実態を明らかにし、個人企業に関する基礎資料を得ることを目的とする。

## 調査の概要

### 調査実施者

総務省統計局統計調査部経済統計課

### 調査対象

日本標準産業分類に掲げる産業を主たる事業とする個人企業に係る事業所（ただし、大分類A－農業、林業、大分類B－漁業、大分類C－鉱業、採石業、砂利採取業など、一部の産業は除く）

### 調査周期等

調査周期 : 1年  
調査実施期間 : 5月20日～6月末日

### 報告者数・ 選定方法

報告者数 : 約37,000（母集団数: 約180万）  
選定方法 : 事業所母集団データベースから作成した母集団名簿に基づき、層化無作為抽出

### 調査方法等

調査組織 : 総務省－民間事業者－報告者  
調査方法 : 郵送調査、オンライン調査

### 調査事項

主な事業及び主な事業以外の事業収入の有無、売上金額及び仕入金額、棚卸高、従業者数、営業日数及び時間、事業経営上の問題点等

### 公表時期 公表方法

【公表時期】  
調査実施翌年の3月まで  
【公表方法】  
インターネット（e-Stat）及び印刷物

## 今回の主な変更

- 経済センサス－活動調査の調査実施年のみ、**両調査票を統合した調査票により、調査を実施**

## 6 現時点で想定される論点

### 1 公営事業所を対象とした乙調査の新設について

- ・ 公営事業所の母集団情報の整備・充実に資するために必要な内容となっているか。

### 2 調査方法の見直しについて

- ・ 直轄調査と調査員調査の区分けは、どのような考え方に基づいて整理しているのか。
- ・ 経済構造実態調査対象単独事業所を直轄調査に移行することで、SNA第2次年次推計への早期データ提供はいつ行われるか。
- ・ 今回の変更により、地方公共団体、統計調査員の事務負担の軽減はどの程度見込まれるのか。

### 3 甲調査の調査票構成の見直しについて

- ・ 今回の見直しの必要性や理由は何か。
- ・ 個人企業経済調査と調査票を統合することにより、報告者の負担軽減はどの程度見込まれるか。

### 4 調査事項の見直しについて

- ・ 生産物分類と本調査の調査事項との関係はどのようになっているか。また、副業の把握は十分か。
- ・ 調査事項の見直しについては、本調査の利活用を踏まえたものとなっているか。

### 5 試験調査の実施状況について

- ・ 経済センサス-活動調査試験調査の結果はどのようになっているか。